

令和6年度（2024年度）吹田市指定地域密着型サービス事業者応募申請に係る質問書に対する回答

質問番号	質問項目 (募集要項の該当箇所)	質問内容	回答	回答日
1	3 応募資格 (募集要項 p.3)	(9)「建物については、自己所有とすること」と記載がありますが、別紙2応募に係る提出書類等一覧の15番には建物賃貸借契約書が含まれております。新設予定の建物について、自己所有が必須なのか、賃貸借も可能なのか、どちらでしょうか。	土地及び建物の賃借を前提とした応募は可能とします。 (社会福祉法人の場合は、土地及び建物の賃借を前提とした事業が可能かどうか事前に所轄庁に確認した上で、応募してください。)ただし、建物を賃借する場合、吹田市地域密着型サービス等に係る施設整備等補助金(「9 補助金等(募集要項 p.7)」に記載)のうち、施設整備分は、補助の対象となりません。 なお、建物を賃借する場合であっても、開設準備分(応募者が負担したものに限り)は補助の対象です。	8/19
2	3 応募資格 (募集要項 p.3)	「3応募資格」について 1行目、～以下の要件を全て満たしていること～とあり最終行に、～建物については、自己所有とする～とあります。「建物賃貸借契約」を土地・建物の所有者と運営会社で締結し、募集に応募することは可能でしょうか?	質問番号1に対する回答と同様です。	8/19
3	別紙2 応募に係る提出書類等一覧 15 土地・建物の登記簿謄本及び賃貸借契約書 (募集要項 p.12)	本件応募予定地が借地である場合において、当該土地の賃貸借契約の条件として、建物を含めた賃貸借契約を当該土地の所有者が希望された場合、本件募集要項別紙2の15ウに記載のある貸主の確約書は、建物を含めた貸主の確約書を提出するという解釈で良いか。	お見込みのとおりです。	8/19